

# 設 立 趣 旨 書

平成28年7月12日

特定非営利活動法人ジェネシス農業研究会  
設立代表者 住所又は居所 常陸大宮市栄町 1346 番地の 11 104

氏 名 二瓶 賀孝



## 1 趣 旨

社会の少子高齢化が急速に進み、農業後継者不足が常態化している。そして、耕作農地の荒廃が進み、農業収入の減少を招いている。又、少ない年金収入が高齢者の将来に、大きな経済的不安を増幅させ、現実には、老人の自殺や高齢者破産などが生じ、大きな社会問題となりつつある。

私たちは、これらの問題解決のため、初めは、農地を賃借して、様々な農作物を生育し、その土地に合った農作物の生育を試験しながら、借りた農地の草刈作業を続けていた。

そのことによって、農家は、今まで支払っていた、草刈の作業代金の支払が無くなり、固定資産税額の2倍の金額が、賃貸の地代として入るようになった。

今後は、作物の作付面積を増やして、近隣の高齢者に短時間で軽作業の仕事を造り出し、農家収入の増加を支援したいと考えています。具体的な農作物の1つが、アスパラです。

アスパラは収穫時期になると、毎朝2時間程度の摘み取り作業（軽作業）をすることになります。摘み取り作業の収入は、1日2時間程度の作業を、1か月20日間することで、3万円程度になると試算しています。

又、農業経営を現場から学ぶために、農業の先進地域を訪れ、若い世代にも、農業を軸とした、新しい生活スタイルを生み出し、魅力ある農業経営を確立したいと考えています。

特定非営利活動法人の設立を考えた理由は、何よりも、特定非営利活動法人は、事業分野が、社会貢献事業で構成されていることでもあります。

収益事業で得られた利益の処分に関しても制限があり、特定非営利活動に係る事業に充てることになっています。この仕組みによって、事業分野の活動に集中できます。

特定非営利活動法人として活動することによって、任意団体での活動よりは、はるかに大きな社会的信用が得られると考えておりました。

そして、私たちの活動の輪が大きくなれば、認定NPOとして活動をすることも、可能になります。又、事業の規模も大きくなり、私たちの法人で働く人たちの収入が、一家の大黒柱としての収入となることも十分可能だと考えております。

将来は、社会貢献の仕事を一生涯の仕事に考えてくれる人も現れると考えています。

## 2 申請に至るまでの経過

平成27年9月	特定非営利活動法人に向けての研究会開催
平成28年3月	特定非営利活動法人設立準備会開催
平成28年7月	設立総会開催